

認証のしくみ

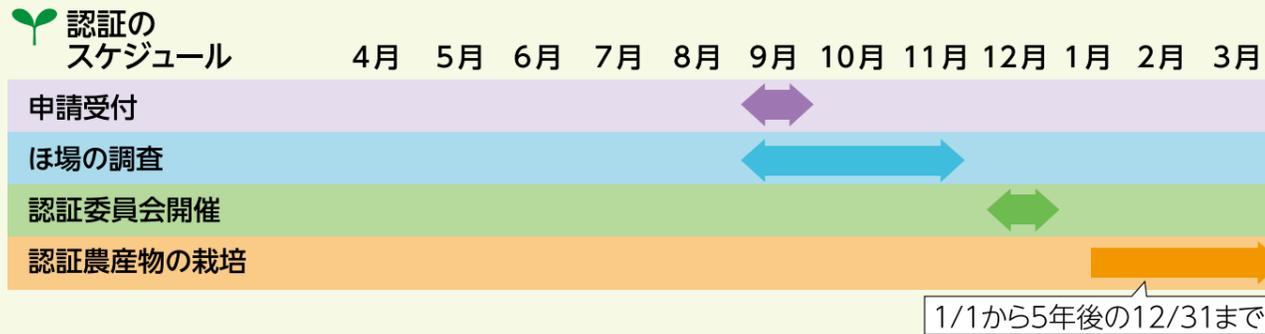


1 認証まで

- 申請希望農業者
 - ▼ 申請(9月) ※普及センター・JA等へ相談
- 東京都(事前調査)
 - ▼ ①認証申請書の内容確認
 - ▼ ②栽培するほ場の事前調査、栽培状況の確認
- 東京都(審査) ※審査会は12月開催(年1回認証)
 - ▼ 認証の決定
- 認証取得証の交付

2 認証後

- 認証農産物の生産者の取組
 - ① 土づくりを行い、様々な技術を導入して、化学合成農薬の使用回数や化学肥料の使用量を減らした農業を実践(養液栽培では土づくりは不要)
 - ② 栽培状況を記録
 - ③ 認証農産物に認証マークをつけて販売
 - ④ 毎年、栽培と出荷の状況及び認証マークの使用状況を知事に報告



お問い合わせ

- 東京都 農業振興事務所
 - 振興課 農業環境担当
 - 〒190-0022 立川市錦町 3-12-11
 - ☎042-548-5052
 - 区部農業改良普及センター
 - 〒133-0073 江戸川区鹿骨 1-15-22
 - ☎03-3678-5905
 - 西多摩農業改良普及センター
 - 〒198-0024 青梅市新町 6-7-1
 - ☎0428-31-2374
 - 南多摩農業改良普及センター
 - 〒192-0364 八王子市南大沢 2-2 パオレビル 6階
 - ☎042-674-5971
 - 北多摩農業改良普及センター
 - 〒187-0002 小平市花小金井 1-6-20 (小平合同庁舎)
 - ☎042-465-9882

- 東京都 産業労働局 農林水産部 食料安全課
 - 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1
 - ☎03-5320-4882
- 東京都 大島支庁 産業課 農務担当
 - 〒100-0101 大島町元町オランダシ 222-1
 - ☎04992-2-4431
- 東京都 三宅支庁 産業課 農務担当
 - 〒100-1102 三宅村伊豆 642
 - ☎04994-2-1312
- 東京都 八丈支庁 産業課 農務担当
 - 〒100-1492 八丈町大賀郷 2466-2
 - ☎04996-2-1113
- 東京都 小笠原支庁 産業課 産業担当
 - 〒100-2101 小笠原村父島西町
 - ☎04998-2-2125

東京都エコ農産物 認証制度

東京都では、環境への負荷軽減に配慮した持続可能な農業を推進しています。この制度は、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証するものです。



商標登録第5653811号

認証区分		化学合成農薬の削減割合		
		25%以上	50%以上	100%(不使用)
化学肥料の削減割合	25%以上	東京エコ25		
	50%以上	東京エコ50		
	100%(不使用)	東京エコ100		

※化学合成農薬と化学肥料の削減割合によって、3つの認証区分に分けられます。

(養液栽培の場合)

基準に適合		化学合成農薬の削減割合		
		25%以上	50%以上	100%(不使用)
		東京エコ25 (養液栽培)	東京エコ50 (養液栽培)	

ここが

「東京都エコ農産物」[®]ポイント



1 東京都エコ農産物とは、基本的には土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都の慣行使用基準* から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物です。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分で認証します。

* 慣行使用基準とは、都内の通常の栽培における化学合成農薬と化学肥料の使用実態を調査して決めたものです。

養液栽培において認証対象とする農産物

主な光源が自然光で、農地の土壌と物理的に隔離された環境で生産する農産物を対象とします。

養液栽培とは…土を使わずに、肥料を水に溶かした培養液により、作物を栽培する方法

2 都が、認証農産物の安全性を確認しPRします。農産物の栽培状況を確認するために残留農薬調査を実施して、都のホームページで情報提供します。

3 生産者は、認証農産物に認証マークをつけて販売することができます。都は、認証農産物のPRに努め、販路拡大のため、食品事業者や消費者へ認証マークと制度の周知を図ります。

認証対象農産物

(令和6年5月現在) アイウエオ順

- | | | | |
|----------|----------|-------------|--------------|
| 〔作物〕 | ●サトイモ | ●ハクサイ | ●温州ミカン |
| ●水稲 | ●サヤインゲン | ●葉ショウガ | ●カキ |
| ●小麦 | ●サヤエンドウ | ●葉ダイコン | ●キウイフルーツ |
| 〔野菜〕 | ●シシトウ | ●ビーツ(かえんさい) | ●クリ |
| ●アイスプラント | ●ジャガイモ | ●ピーマン | ●ナシ |
| ●アシタバ | ●シュンギク | ●非結球レタス | ●ブドウ |
| ●アスパラガス | ●ショウガ | ●ブロッコリー | ●ブルーベリー |
| ●イチゴ | ●スイートコーン | ●ホウレンソウ | ●パッションフルーツ |
| ●ウド | ●スイカ | ●ミズナ | ●ユズ |
| ●エダマメ | ●ズッキーニ | ●ミニトマト | ●リンゴ |
| ●オクラ | ●ダイコン | ●モミジガサ | ●レモン |
| ●カボチャ | ●タマネギ | ●モロヘイヤ | 〔工作芸物〕 |
| ●カリフラワー | ●チンゲンサイ | ●ヤマノイモ | ●食用つばき(種子) |
| ●キャベツ | ●トマト | ●ラッカセイ | ●茶 |
| ●キュウリ | ●ナス | ●ラッキョウ | 〔野菜〕 |
| ●ケール | ●ナバナ類 | ●ルッコラ | ●イチゴ(養液栽培) |
| ●コカブ | ●ニガウリ | ●レタス | ●トマト(養液栽培) |
| ●ゴボウ | ●ニンジン | 〔果樹〕 | ●ミニトマト(養液栽培) |
| ●コマツナ | ●ニンニク | ●イチジク | |
| ●サツマイモ | ●ネギ | ●ウメ | |

(注) 1. 上記の農産物でも、作型や栽培方法によっては認証の対象にならない場合があります。
2. 認証対象農産物は、順次追加する予定です。

▼栽培に必要な技術

認証農産物の栽培には、以下の技術から各々1つ以上、導入・使用することが条件です。

土づくりの技術[※]

- ①たい肥等有機質資材施用技術
- ②緑肥作物利用技術
- ③試験研究機関等で開発された技術

化学合成農薬削減の技術

- ①温湯種子消毒技術
- ②機械除草技術
- ③除草用動物利用技術
- ④生物農薬利用技術
- ⑤対抗植物利用技術
- ⑥抵抗性品種栽培・台木利用技術
- ⑦土壌還元消毒技術
- ⑧熱利用土壌消毒技術
- ⑨光利用技術
- ⑩被覆栽培技術
- ⑪フェロモン剤利用技術
- ⑫マルチ栽培技術
- ⑬天然物質由来農薬利用技術
- ⑭試験研究機関等で開発された技術

②③⑤⑦⑧⑫の技術は、養液栽培では「化学合成農薬削減技術」として使用できません。

化学肥料削減の技術[※]

- ①局所施肥技術
- ②肥効調節型肥料施用技術
- ③有機質肥料施用技術
- ④試験研究機関等で開発された技術

※養液栽培では、土づくり、化学肥料削減の技術に代えて、養液栽培の認証基準を満たすもの



▲バンカープランツによる農薬削減



▲黄色蛍光灯による害虫防除

東京都の取組

都は、安全・安心で環境にやさしい農産物の生産を振興するため、東京都エコ農産物の流通を促進し、消費者等に制度の普及と情報提供をしていきます。

(認証農産物の生産情報は、東京都農林水産部ホームページで公開しております。)

- 1 環境にやさしい栽培技術を普及し、認証農産物の生産に取り組む農業者を増やします。
- 2 認証農産物販売店などの情報を消費者に提供し、地産地消を推進します。
- 3 認証農産物生産者と販売店、「とうきょう特産食材使用店」* 等との取引の促進を図ります。

* 都内産農林水産物を積極的に使用し、来店者にその情報を提供しているお店で都に登録されたもの。

